

## 第 137 回 滋賀県森林審議会 次第

日時 令和 4 年 11 月 2 日 (水) 14:00～15:30

場所 滋賀県大津合同庁舎 7-C 会議室

1 開会

2 あいさつ

3 議事

琵琶湖森林づくり基本計画の点検評価に対する意見と対応について  
森林審議会現地検討会での意見と対応について  
(仮称) 滋賀県県産材の利用の促進に関する条例案 (素案) について

4 閉会

琵琶湖森林づくり基本計画 進行管理および基本指標等達成度に対する点検・評価シート

資料1-1

I: 基本施策		R元(現状)	項目	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	令和3年度進捗状況	R3年度達成率評価	R12(長期目標)	達成率	達成率評価(長期目標)	方針ごとの達成評価
<b>1 多面的機能の持続的発揮に向けた森林づくり</b>																			
1-1 持続可能な森林整備の推進	111 除間伐を必要とする人工林に対する整備割合	-	目標値	90%	90%	90%	90%	90%	90%	90%	90%	90%	90%	利用期を迎え高齢化する林分構成により、保育間伐をはじめとして森林整備の実施面積は減少する傾向にある。 ・間伐等の森林整備実施面積1,791ha(暫定値)(目標2,600ha)	B	90%	77%	B	・奥地での針広混交林化や獣害防止機能を高めるための里山整備など、多様な森林整備に取り組んだ。 ・また森林の境界明確化の基礎資料となる合成公園の作成等にも取り組み、より多くの森林整備を確保することができた。 ・引き続き、森林経営管理制度の推進等により、森林整備を確保し、また林業適地の適切な把握と主伐・再造林の促進に努める。
		54%	実績値	69%															
		-	達成率	77%															
	112 民有林の森林経営計画カバー率(累計)	-	目標値	10%	11%	11%	12%	12%	13%	13%	14%	14%	15%	森林経営計画作成面積が増加し、計画的な除間伐の推進が図られた。 (経営計画作成面積 17,974ha、森林面積 183,919ha) ※進捗率 (10-9)/(15-9)=17%	A	15%	65%	C	
		9%	実績値	10%															
		-	達成率	100%															
113 合成公園作成面積(累計)	-	目標値	14,333ha	17,407ha	20,481ha	23,555ha	26,629ha	29,703ha	32,777ha	35,851ha	38,925ha	42,000ha	令和3年度に13,649haの合成公園作成を実施できており、主要な箇所については合成公園を作成できた状況となっている。今後も引き続き優先度の高い箇所を中心に年間1,000ha程度の合成公園作成を順次進めていく。 ※進捗率 (30,986-11,259)/(42,000-11,259)=64%	A	42,000ha	74%	C		
	11,259ha	実績値	30,986ha																
	-	達成率	216%																
<b>1-2 生物多様性の保全</b>																			
1-2 生物多様性の保全	121 下層植生衰退度3以上の森林の割合 ※衰退度3は半数以上の森林で高木の後継樹が消失、傾斜地では約10%の森林で強度の土壌浸食が発生する衰退度 ※現状値:平成29年度	-	目標値	-	10	-	-	-	-	-	10	-	-	(この指標については令和4年度に調査します)	-	10	-	-	
		19	実績値	-															
		-	達成率	-															
<b>2 多様な主体との協働により進める森林・林業・農山村づくり</b>																			
2-1 多様な主体による森林づくりの推進	211 森林づくりに関する講座等への参加者数(累計) ※森林づくりに関心を持ち、積極的に関わる人材を養成するために、県や市町等が実施する講座や研修会等への参加者数	-	目標値	200人	330人	470人	600人	730人	860人	990人	1,120人	1,250人	1,400人	コロナ感染症拡大のため、研修会の開催自体が難しく、屋内で行うことが多い 林業普及センター研修は開催機会が限定され、1回の開催に終わった。屋外で実施する実践講座や県民講座は複数回実施できた。 (内訳県民講座:16人、実践講座:218人、センター研修:19人) ※進捗率 (253-66)/(1,400-66)=14%	A	1,400人	18%	E	・「やまの健康」モデル地域での活動支援など、農山村の活性化に取り組んだ。 ・2022年全国植樹祭の開催を契機とし、引き続き県民等の森林づくりへの理解や参加を促進していく。
		66人	実績値	253人															
		-	達成率	127%															
2-2 森林の整備・林業の振興と農山村の活性化の一体的な推進	221 「やまの健康」を目指してモデル地域等が取り組むプロジェクト数(累計)	-	目標値	6箇所	8箇所	9箇所	12箇所	13箇所	15箇所	16箇所	18箇所	19箇所	20箇所	「やまの健康」モデル地域をはじめ、地域資源を活かした商品開発や、地域の課題を解決するための取組等の活動を支援してきた。 これらの活動が継続すること併せ、他地域でも地域へも波及するよう、情報発信や他部局と連携した取り組みが必要。 ※進捗率 (12-5)/(20-5)=47%	A	20箇所	60%	C	
		5箇所	実績値	12箇所															
		-	達成率	200%															
<b>3 森林資源の循環利用による林業の成長産業化</b>																			
3-1 活力ある林業生産の推進	311 県産材の素材生産量	-	目標値	107,220m3	113,640m3	120,060m3	126,480m3	132,900m3	139,320m3	145,740m3	152,160m3	158,580m3	165,000m3	森林組合系統および素材生産業者における素材生産量は、年々増加傾向にあるものの令和3年度は前年度より減少した。令和3年(2021年)12月からの記録的な大雪のため、伐採搬出計画の遅延を余儀なくされた影響が考えられる。 今後も引き続き、幅広い利用や需要に応じていけるよう、目標達成に向けて、素材生産の一層の拡大に取り組む必要がある。	A	165,000m3	60%	C	・新型コロナウイルス感染拡大による影響や、年末からの記録的な大雪のため、素材生産やびわ湖材の製品出荷について減となった。 ・引き続き、効率的な素材生産の支援などにより、森林資源の循環利用の促進に努めることとし、あわせて公共施設の木造・木質化等を通じ県産材の需要拡大を図る必要がある。
		100,800m3	実績値	99,400m3															
		-	達成率	93%															
3-2 県産材の加工・流通体制の整備、あらゆる用途への県産材の活用	321 びわ湖材製品出荷量(原木換算)	-	目標値	69,750m3	74,750m3	79,750m3	84,750m3	89,750m3	94,750m3	99,750m3	104,750m3	109,750m3	115,000m3	びわ湖材証明を行った素材生産量は、増加傾向にあるものの、令和3年(2021年)12月12月からの記録的な大雪の影響等により生産量が減少した。	B	115,000m3	54%	C	
		64,750m3	実績値	61,820m3															
		-	達成率	89%															
3-3 ICTを活用した林業・木材産業の競争力強化	331 林業産出額	-	目標値	11.1億円	11.4億円	11.7億円	12.0億円	12.3億円	12.6億円	12.9億円	13.2億円	13.5億円	13.8億円	(令和4年3月8日公表農林水産統計 令和2年林業産出額より) 令和2年は、全国で前年より木材生産による産出額が減少しており、新型コロナウイルス感染症の影響により新設住宅着工戸数が減少し、製材用素材の生産量が減少したこと等が影響したと考えられる。	B	13.8億円	59%	C	
		10.8億円	実績値	8.1億円															
		-	達成率	73%															
<b>4 豊かな森林を未来に引き継ぐ人づくりの推進</b>																			
4-1 林業の担い手の確保・育成	411 滋賀もりづくりアカデミーで技術習得に取り組んだ新規林業就業者数(累計)	-	目標値	6名	12名	18名	24名	30名	36名	42名	48名	54名	60名	滋賀もりづくりアカデミー新規就業者コースの終了者5名 ※進捗率 5/60=8%	B	60名	8%	E	・人材育成については、滋賀もりづくりアカデミーを中心とし、林業従事者の確保や技能向上に取り組んだ。 ・森林環境学習「やまのこ」や自然を活用した幼児教育・保育等に取り組む、次代の森林を担う人づくりを進める。
		-	実績値	5名															
		-	達成率	83%															
4-2 次代の森林づくりを担う人々の理解の促進	421 自然を活用した幼児教育・保育に取り組む団体数(累計) ※幼児教育・保育に、森林など自然の中での活動を積極的に取り入れている団体	-	目標値	10団体	14団体	19団体	23団体	28団体	32団体	37団体	41団体	46団体	50団体	しが自然保育認定制度や補助制度、保育士等スキルアップのための研修会を実施するなど、保育団体等に対する普及啓発を積極的に実施した。 今後は、保育部局等とより一層連携し、自然保育を推進する必要がある。 ※進捗率 (13-5)/(50-5)=18%	A	50団体	26%	E	
		5団体	実績値	13団体															
		-	達成率	130%															

個々の取組みの達成率の評価 A: 90%以上 B: 70-89% C: 50-69% D: 30-49% E: 30%未満

琵琶湖森林づくり基本計画 進行管理および基本指標等達成度に対する点検・評価シート

資料1-2

Ⅱ：重点プロジェクト【5年間の取り組み】		R元(現状)	項目	R3	R4	R5	R6	R7	進捗状況	R3年度 達成率評価	R7(目標)	達成率	達成率評価
1 花粉の少ない再造林促進プロジェクト	1-1 年間再造林面積	-	目標値	20ha	27ha	35ha	43ha	50ha	再造林についての意見交換会を県内一円で実施し、市町・森林組合・生産森林組合・森林所有者などからのヒアリングを行い、事業の推進を図った。	A	50ha	38%	D
		11.5ha	実績値	19ha									
		-	達成率	95%									
2 災害に強い森林づくりプロジェクト	2-1 ライフライン保全整備箇所数 ※関係者との適切な調整のもと、予防的に伐採処理等が行われた箇所	-	目標値	5箇所	10箇所	15箇所	20箇所	25箇所	市町、森林所有者およびインフラ施設管理者と協議を重ね事業を推進した。	A	25箇所	32%	D
		-	実績値	8箇所									
		-	達成率	160%									
3 「やまの健康」推進プロジェクト	3-1 地域資源の活用に取り組む森林・農山村団体の数(累計)	-	目標値	7団体	9団体	11団体	13団体	15団体	「やまの健康」モデル地域の関係団体を中心に、令和元年以降累計で16団体に対し、地域資源を活用した商品やサービスの開発に向けた取組について支援した。 ※進捗率 (16-5)/(15-5)=110%	A	15団体 (累計目標)	107%	A
		5団体	実績値	16団体									
		-	達成率	229%									
4 公共建築物木造化プロジェクト	4-1 県産材を活用する建築設計に関する支援を行った公共建築物数(累計)	-	目標値	10件	15件	20件	25件	30件	県および市、社会福祉法人の整備する公共建築物に対して、木造化促進アドバイザーによるを行った。県産材による設計や工事発注による利用拡大や調達可能な木材による適切か価格や工期設定による施設整備の着実な実施、発注者や設計者の木材利用に関する理解醸成による公共建築物の木造化の推進が図れた。 ※進捗率 10/30=33%	A	30件 (累計目標)	33%	D
		-	実績値	10件									
		-	達成率	100%									
	4-2 産業用建築物における木造率 ※建築住宅着工統計における公共建築物と民間非住宅の合計	-	目標値	6.3%	6.8%	7.3%	7.8%	8.0%	公共建築物への木材利用を促進する取組により、特に民間事業者が整備する医療、福祉用建築物の木造率が高まり、産業用建築物における木造率が上昇してきている。	A	8%	92%	A
		5.8%	実績値	7.4%									
-	達成率	117%											
5 木質バイオマス地域循環プロジェクト	5-1 エネルギーとして利用される木質バイオマスの量	-	目標値	23,200絶乾トン	24,900絶乾トン	26,600絶乾トン	28,300絶乾トン	30,000絶乾トン	素材生産量の増加に応じて、エネルギーとして利用される木質バイオマスの量も増加してきた。 発電:31,230絶乾トン 熱利用:245絶乾トン	A	30,000絶乾トン	105%	A
		21,497絶乾トン	実績値	31,475絶乾トン									
		-	達成率	136%									
6 木育活動促進プロジェクト	6-1 木育指導者の数(累計)	-	目標値	5人	7人	9人	12人	15人	以前から活動されている2名の木育指導者と協力し、木育講座を開催し、木育指導者の育成を図った。また、講座に参加された方に木育イベントにも参加していただき、今後の指導者としても活動につながるよう取り組んだ。 ※進捗率 2/15=13%	D	15人 (累計目標)	13%	E
		-	実績値	2人									
		-	達成率	40%									
7 林業人材育成プロジェクト	7-1 滋賀もりづくりアカデミーにおける既就業者コースで技能向上に取り組む作業班数(累計)	-	目標値	13班	18班	28班	38班	50班	R元年度から開始した研修は、一巡した。 R4年度からは内容の充実をはかり、取り組む予定。 ※進捗率 7/50=14%	C	50班 (累計目標)	14%	E
		-	実績値	7班									
		-	達成率	54%									

個々の取組みの達成率の評価 A：90%以上 B：70-89% C：50-69% D：30-49% E：30%未満

## 琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）

## 令和3年度事業実績に基づく進行管理と点検・評価 関連施策の事例

**施策1** 多面的機能の持続的発揮に向けた森林づくり

## 1 令和3年度取組内容

- ・条件不利地の人工林の針広混交林化や農業用水確保のための森林整備、道路等のライフライン沿いで危険木除去など、多様な森林整備を推進した。
- ・森林整備協議会などの場を通じ、市町が主体となった森林成型管理制度の推進を支援した。
- ・県内各地で再造林および災害に強い森林づくり等の促進に向けて、市町・森林組合・森林所有者などへの情報提供と意見交換を実施した。

## 2 今後の課題

- ・引き続き、地域の実情に応じた多様な森林整備を促進していく必要がある。
- ・再造林の促進については、森林所有者の植栽やその後の保育および獣害対策に対する負担感から取り組みが進まない状況。引き続き生産適地での主伐・再造林の促進や、施業の効率化によるコスト縮減等を図る必要がある。

## 3 関連施策事例

## 1 森林整備事業（造林事業）

## 事業内容

人工造林、除間伐や枝打ち等の保育、森林作業道の作設などの森林整備を推進した。

## 令和3年度事業

602,417千円（明許含、事務費除く）

森林整備（再造林、間伐等） 737ha

森林作業道開設 86,822m



## 2 森林境界明確化支援事業

## 事業内容

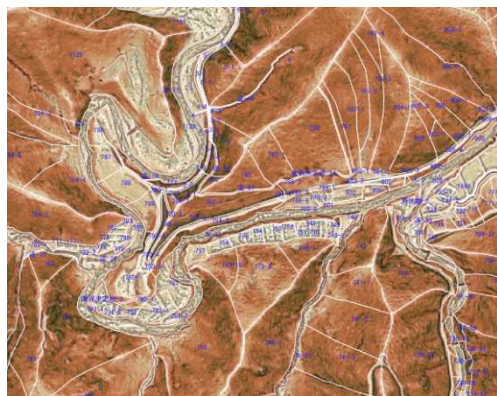
市町が実施する森林境界明確化の支援として、合成公図の作成と森林情報アドバイザーによる支援を行った。合成公図については、13,439haを作成し県内市町に提供した。また、森林情報アドバイザーによる支援では、森林整備協議会の検討会で森林経営管理法に基づく境界明確化の考え方、境界明確化における航空レーザ解析の導入などについて検討を実施した。

航空レーザ解析で得られた微地形情報を利用することで森林覆われている地形の詳細がわかるためより正確な合成公図が作成することができ、境界明確化のためのツールとして活用できる。



## 令和3年度事業

- ・ 森林情報アドバイザー制度推進事業 6,378 千円
- ・ 森林境界明確化推進事業 33,045 千円



## 施策2 多様な主体との協働により進める森林・林業・農山村づくり

### 1 令和3年度 of 取組内容

- ・ 地域住民や森林づくり団体など多様な主体による森林づくりについて支援した。
- ・ 森林づくり活動に取り組む企業等に対し、パートナーの紹介などの支援を行った。
- ・ 計画的な除間伐に基づくJ-クレジットの創出・活用を支援し、森林吸収源対策を促進した。

### 2 今後の課題

- ・ 全国植樹祭の開催を契機とし、県民に対し森林づくりや県産材利用について、一層の意識高揚を図る必要がある。

### 3 関連施策事例

#### 1 「やまの健康」推進事業

##### 事業内容

農山村地域では、過疎化や高齢化など、多くの課題が先行的に顕在化している一方で、森林空間を含む豊富な森林資源や美しい景観など、有形・無形の地域資源が多く残されている。

県では、地域住民自らが、それらの地域資源を活かし、農地や森林等の維持保全の方法検討や、地域経済の活性化等を目指す地域を、「やまの健康」モデル地域として選定し、その活動を支援している。

令和元年度には、大津市葛川地域・米原市伊吹北部地域を、令和2年度には、栗東市金勝地域・甲賀市大原地域・高島市南深清水地域を選定し、それぞれの活動を継続的に支援している。



### 令和3年度事業

モデル地域活動支援交付金（5地域） 11,589千円

森の恵み活用促進事業費補助金（9団体） 4,405千円

## 施策3 森林資源の循環利用による林業の成長産業化

### 1 令和3年度取組内容

- ・川上から川中・川下に至る林業・木材産業の活性化に取り組んだ。
- ・県産材の効率的な生産のため、施業の集約化を促進し、また高性能林業機械の導入やトラック道の整備など、効率的な素材生産に対し支援した。
- ・木材流通センターが核となり、県内外の加工事業者に安定供給する仕組みの構築を支援した。
- ・住宅や公共施設、民間建築物などのあらゆる用途で県産材の利用を促進した。
- ・森林資源の新たな利用について、製品開発や研究に取り組む企業等を支援した。
- ・びわ湖材を活用した木育活動に取り組んだ。

### 2 今後の課題

- ・引き続き、川上から川中・川下に至る林業・木材産業の活性化に取り組む必要がある。
- ・地域のニーズに応じた県産材の的確な供給などが必要。

### 3 関連施策の事例

#### 1 木造建築設計推進事業

公共建築物等にびわ湖材を利用するためには、木造設計の基本的知識とびわ湖材の特性や流通状況を熟知した建築士や設計士（以下、「建築士等」とする）が必要。

このため、建築物に木材を使う意義や中大規模木造建築の設計手法、木構造・防耐火・耐久性等の専門知識、びわ湖材の特性や流通状況等について学び、びわ湖材の利用に精通した建築士や木材供給者、公共

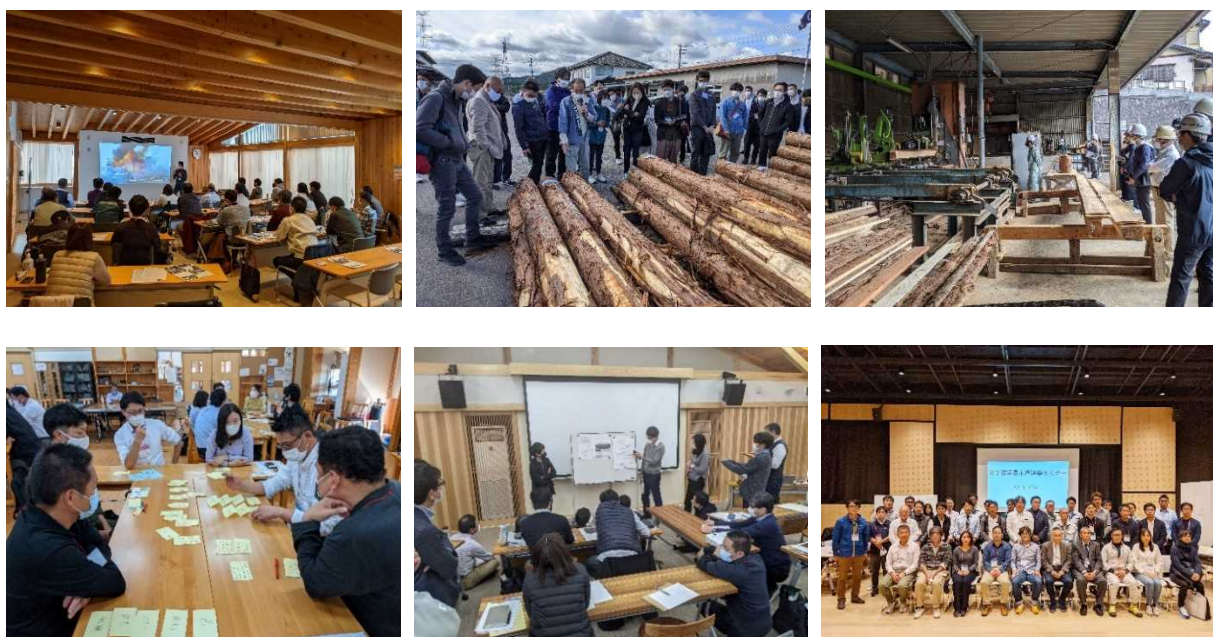
建築発注者を育成する「滋賀県木造建築セミナー」を開催した。

併せて、公共施設の発注部署や事業者に対して、公共建築物整備の構想や計画、設計段階において、「木造化促進アドバイザー」により県産木材の調達から木造設計についての具体的な助言による木造化の支援を実施した。

### 令和3年度事業費

委託費 5,192千円

#### 【滋賀県木造建築セミナー】



## 施策4 豊かな森林を未来に引き継ぐ人づくりの推進

### 1 令和3年度の実施内容

- ・「滋賀森づくりアカデミー」において、安全かつ専門性の高い現場技術を有する人材の育成に取り組んだ。
- ・林業就業者や森林施業プランナー、林業に携わる市町の行政担当者の研修会を実施し、人材の育成に取り組んだ。
- ・森林の多面的機能や森林経営管理制度、労働安全、木材利用・木材加工等については座学による講義、GISの活用、森林経営については普及指導員を交えたワークショップ形式での講義を開催した。
- ・あらゆる世代への森林環境学習や木育を推進することにより、森林づくりへの理解を促進した。

### 2 今後の課題

- ・引き続き、人材の育成を進める必要がある。



- ・アカデミー卒業生の就業支援、マッチングを進める必要がある、

### 3 主な関連施策

#### 1 林業人材育成事業

##### 事業内容

- ・既就業者コース：7班44名参加
- ・市町職員コース：12市町、のべ49名修了
- ・新規就業者コース 前期・後期5名修了

##### 令和3年度事業費

森林・林業人材育成事業委託 28,652千円



#### 2 森林環境学習「やまのこ」事業

##### 事業内容

- ・県内の小学校4年生を対象に体験型の環境学習を実施
- ・233校 児童13,609人が参加

##### 令和3年度事業費

森林環境学習「やまのこ」事業 103,671千円





## 森林審議会現地検討会での意見と対応について


### 1. 滋賀県の山の特徴から主伐・再造林の取組で重視すべきことについて

琵琶湖の水源林の適正な保全・管理の推進という視点を踏まえ、「主伐の際の面積」、「路網の整備」、「再造林の際の造林樹種について」を中心に以下の意見をいただいた。

#### ①主伐の際の面積

皆伐面積については、制限が必要ではないか。どのくらいの面積が妥当なのかは検討が必要。具体的な数字としては1ha未滿、3ha未滿というご意見をいただいている。

- ◆市町森林整備計画の中で概ね20haごとに保残帯を設けるものとされている。
- ◆また、造林補助金の要件で高率補助がもらえるのは5ha以下となっている。
- ◆保安林等での伐採の制限がある。

 伐採面積がどれくらいの規模が適正かについては土地の保全の観点と併せてどのような作業システムでやっていくか(特に機械化)を検討していく必要があるのではないかと。

#### ②路網整備


木材の搬出、苗木の運搬などに路網(特に作業道)の整備が必要。無理な作業道作設の抑制も併せて検討する必要がある。

- |                   |       |           |
|-------------------|-------|-----------|
| ◆「滋賀県森林作業道作設指針」   | 平成23年 | 滋賀県琵琶湖環境部 |
| ◆「主伐時における伐採・搬出指針」 | 令和3年  | 林野庁整備課    |

#### ③人工造林の樹種

スギ、ヒノキ以外の樹種も視野に。特に広葉樹については検討する必要があるのではないかと。林業経営の持続可能性を確保する生産目標を示す必要がある。

- ◆「生産目標と保育形成の選び方」 昭和60年代? 滋賀県林務緑政課・造林課  
→これに沿って枝打ち・間伐のてびきなどが作成  
地域森林計画の生産目標・植栽本数等の施業体系の基

 生産目標や施業体系も合わせた  
「伐採・再造林ガイドライン」のようなものが必要ではないかと。

#### ④その他の意見

循環林と環境林のメニューが必要

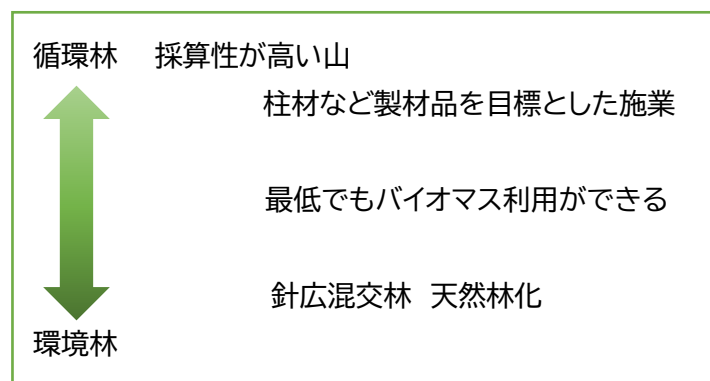
森林の多面的機能を配慮することも必要

CO<sub>2</sub>吸収源としての人工林、レクリエーション機能、景観

再造林後の獣害対策や下刈りなどへの配慮も必要

## 2. 循環林として今後も人工林を経営していく山はどのような条件が必要か 採算性が高い山

標高、傾斜、林道からの距離、現況、積雪などの条件が良いところは採算性が高いと言えるが、一方で傾斜や道からの距離、標高は厳密な根拠がないので将来を見据えた適切なゾーニングが必要。



現状、高い木材価格は期待できないため、採算性が高い山は、林道・作業道などの林内路網から近い林分で車両系による搬出が可能な林分に限定される。

将来的には、搬出経費については路網の整備が進み、新しい技術が開発されると状況が変わる。現在開発が進められている自動化や遠隔操作が可能な林業機械・機器の多くはインターネット接続が必要なので通信インフラの有無も影響してくる可能性がある。

➡ 現在行っている航空レーザを使った森林解析※で現状が見えてくる部分があるためそれらのデータも活用しゾーニングを実施していきたい。

※令和4年度～令和6年度で実施

その他の意見としては、

- ・林地台帳が整備されていること(境界や所有者が明らかになっているところ)
- ・既設林道の老朽化などへの対策
- ・若手後継者の育成
- ・山の魅力の発信

## 3. その他

現地検討会で具体的なイメージを持ち意見交換することは有意義であるので、他の特徴を持った森林も訪問したい。

多賀町のように欲しい人が欲しい時にチップや県外に流出する前に気軽に購入できる仕組みができたら良いと思う。



# (仮称)滋賀県県産材の利用の促進に関する条例案(概要)

## 1 前文

- 滋賀県民は古くから琵琶湖とともに、森林からの恵みを楽しんできた。
- しかし、県産材を取り巻く環境は木材代替品との競合により、厳しくなっている。また、農山村の人口減少等により、森林の管理等が大きな課題となっている。
- そのため、県産材の利用の促進を図り、森林所有者の森林管理意識を高めるとともに、農山村の活性化を行い、森林を守る人口減少に歯止めをかける必要がある。
- 第72回全国植樹祭の開催により気運が高まっている今、琵琶湖森林づくり条例と滋賀県CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例と相まって、県産材の利用を促進することにより、滋賀の森林を健全な姿で次の世代に引き継ぐために条例を制定する。

## 2 目的

- 県産材の利用の促進に関する施策の推進
- 森林の有する多面的機能の発揮に重要な役割を果たしている林業および木材産業の持続的発展
- 木材の利用に対する意識の高揚

## 3 定義

- 本条例で頻出する用語を定義。
- 県産材／森林の多面的機能／森林所有者／林業事業者／木材産業事業者／関係事業者

## 4 基本理念

- 森林所有者等が意欲と誇りを持って林業または木材産業を営むことができる環境の整備
- 安定的かつ持続的な森林の循環利用の推進
- **環境の保全に資するものとしての木材の利用の意義に対する県民の理解と関心の増進**
- 木材を利用する文化の継承
- 国、県、市町、森林所有者等、関係事業者および県民の適切な役割分担および連携
- 森林所有者等の自主的かつ主体的な取組の尊重

## 5 責務・役割

- 責務**
  - 県…施策実施／国、市町、森林所有者等、関係事業者との連携支援
  - 林業事業者・木材産業事業者…県が実施する施策への協力／県産材の安定的な供給等
- 役割**
  - 森林所有者…県が実施する施策への協力／県産材の利用に関する主体的な取組の推進
  - 関係事業者…県が実施する施策への協力／事業活動における県産材の積極的な利用
  - 県民…県が実施する施策への協力／日常生活における県産材の積極的な利用

## 6 基本計画

- 次の事項を定めた基本計画を策定
- ・ 施策の基本的な考え方
- ・ 具体的な施策
- ・ 目標
- ・ その他必要な事項

## 7 基本的施策

### ① 県産材の安定供給の促進

- 主伐・再生林の計画的実施
- 性能が優れている林業機械の導入の促進
- 森林の施業の集約化の促進 等

### ② 県産材の加工および流通の体制の整備

- 必要な施設の整備
- 加工に係る生産性および品質の向上のための取組への支援
- 木材の流通の円滑化のための環境の整備
- ※ 温室効果ガスの排出の量の削減への適切な配慮

等

### ③ 県の県産材の利用

- **公共建築物の整備は県産材を利用。ただし、法令の規定により困難な場合その他特別な事由がある場合は、この限りでない。**
- 公共建築物の整備以外も自ら率先して県産材を利用

### ④ 建築物における県産材の利用の促進

- 先進的な技術の普及の促進
- 建築物の新築、増築、改築、模様替における県産材の利用に対する支援 等

### ⑤ 木質バイオマスの利用の促進

- 農業、観光業**その他の産業**におけるエネルギー源としての利用の促進
- 技術等の研究開発の推進 等

### ⑥ 森林所有者等による事業の多角化および高度化等への支援

- 県産材または森林資源の価値を高めるための森林所有者等が主体的に行う事業の多角化および高度化の取組への支援
- 森林所有者等と多角化および高度化の取組に協力する者との交流の促進 等

### ⑦ 新たな製品等の研究開発の促進

- 森林所有者等と研究機関等との連携の促進 等

### ⑧ 人材の確保および育成

- 林業または木材産業を担うべき人材就業に関する相談等の援助／**就業の継続のための支援**／研修の実施の推進 等
- 県産材の利用の促進に寄与する人材(木造建築物に係る技能等を有する者・木材を利用する文化の継承の推進者等)…技術の普及指導／研修の実施の推進 等

### ⑨ 県民の理解および関心の増進ならびに社会的気運の醸成

- 木材を利用する文化を伝承する活動に対する支援
- 県産材および県産材を利用した木製品との触れ合いの場および機会の提供
- 広報活動の充実
- **情報および意見を交換する機会の提供** 等

## 8 その他

- 施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じる。

## 9 施行日

- 公布の日(令和5年3月下旬の予定)

## (仮称) 滋賀県県産材の利用の促進に関する条例案 (素案)

私たち滋賀県民は、古くから琵琶湖とともに、その水源となる森林からの恵みを享受し、豊かな生活や木材を利用する文化を育んできた。森林から得られる木材は、建築物、道具、日用品など、様々な工夫を凝らして用途に応じた利用が行われてきた。

特に、古来の近江国は比叡山延暦寺をはじめとする自国の建築物だけでなく、京都や奈良などの都に近い立地を生かして宮殿や寺院の造営および維持のための木材供給地にもなっていた。

しかしながら、近年県産材を取り巻く環境は、外国産木材および鉄やプラスチック製品などの木材代替品との競合により、非常に厳しいものとなっている。また、都市部への人口の移転により、農山村の人口減少および高齢化が進展し、森林の管理やその基盤となる集落の維持が大きな課題となっている。

本県における森林は、琵琶湖の水源かん養、二酸化炭素の吸収源その他の多面的機能を有しており、健全で緑豊かな森林を未来に引き継ぐことは現代に生きる我々の責務である。

このため、素材としての木の良さを見直し、県産材の利用の促進を図るとともに、戦後に植栽され本格的な利用期を迎えている人工林の伐採、供給体制などの整備を図ることが急務となっている。また、林業および木材産業と他の産業との連携を図り、森林資源の価値の向上を図ることにより、森林所有者の森林の管理に対する意識を高めるとともに、農山村の活性化を行い、滋賀の森林を守る人口の減少に歯止めをかけることが重要である。

このような中、令和4年6月に本県で第72回全国植樹祭が開催され、木材を利用してきた滋賀の文化を再認識し、木材の利用に対する気運が高まっている。

ここに、私たちは、琵琶湖森林づくり条例および滋賀県CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例と相まって、県産材の利用を促進することにより、私たちの暮らしを支えるかけがえのない滋賀の森林を健全な姿で未来に引き継ぐことを決意し、滋賀県県産材の利用の促進に関する条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、県産材の利用の促進について、基本理念を定め、および県の責務等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、県産材の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって森林の有する多面的機能の発揮に重要な役割を果たしている林業および木材産業の持続的発展を図るとともに、木材の利用に対する意識の高揚を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 県産材 県内で生産された木材をいう。
- (2) 森林の多面的機能 琵琶湖森林づくり条例（平成16年滋賀県条例第2号）第2条第2号に規定する森林の多面的機能をいう。
- (3) 森林所有者 琵琶湖森林づくり条例第2条第3号に規定する森林所有者をいう。
- (4) 林業事業者 造林、保育、伐採その他の森林における施業を行う事業者をいう。
- (5) 木材産業事業者 木材の加工または流通の事業を行う事業者をいう。
- (6) 関係事業者 林業事業者および木材産業事業者以外の事業者であって、木材の利用に関する事業を行うものをいう。

(基本理念)

第3条 県産材の利用の促進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 県産材の価値を高め、または新たな需要を開拓することにより、林業または木材産業に係る所得の増大につなげることその他の森林所有者、林業事業者および木材産業事業者（以下「森林所有者等」という。）が意欲と誇りを持って林業または木材産業を営むことができる環境を整備すること。
- (2) 森林の多面的機能が持続的に発揮されることが重要であることに鑑み、森林における造林、保育および伐採、木材の加工、利用ならびに森林における伐採後の造林という循環が安定的かつ持続的に行われるよう、長期的な観点から図られること。
- (3) 前号の循環が森林の有する水源のかん養機能を維持し、および増進する



とともに、森林の有する二酸化炭素の吸収作用を保全し、および強化することに鑑み、環境の保全に資するものとしての木材の利用の意義に対する県民の理解と関心を深めること。

(4) 木材を利用する文化が県民の生活に深く浸透し、県民の心豊かな生活の実現に重要な役割を担っていることに鑑み、木材を利用する文化の継承を推進すること。

(5) 国、県、市町、森林所有者等、関係事業者および県民の適切な役割分担および連携が確保されること。

(6) 森林所有者等の自主的かつ主体的な取組が尊重されること。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、県産材の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、および計画的に実施するものとする。

2 県は、県産材の利用の促進に関する施策の策定および実施に当たっては、国、市町、森林所有者等、関係事業者との連携に努めるとともに、市町、森林所有者等、関係事業者、県民に対し必要な情報の提供、助言および支援を行うものとする。

(森林所有者の役割)

第5条 森林所有者は、基本理念にのっとり、県が実施する県産材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるとともに、県産材の利用の促進に関する取組を主体的に行うよう努めるものとする。

(林業事業者の責務)

第6条 林業事業者は、基本理念にのっとり、県が実施する県産材の利用の促進に関する施策に協力するとともに、地域における森林の経営の中核的な担い手として、県産材を安定的に供給するものとする。

(木材産業事業者の責務)

第7条 木材産業事業者は、基本理念にのっとり、県が実施する県産材の利用の促進に関する施策に協力するとともに、県産材の供給の重要な担い手として、県産材を安定的に供給するとともに、県産材の利用を促進するものとする。

(関係事業者の役割)

第8条 関係事業者は、基本理念にのっとり、県が実施する県産材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるとともに、その事業活動において、県産材

の積極的な利用に努めるものとする。

(県民の役割)

第9条 県民は、基本理念にのっとり、県が実施する県産材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるとともに、日常生活において、県産材の積極的な利用に努めるものとする。

(基本計画)

第10条 県は、県産材の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 県産材の利用の促進に関する施策の基本的な考え方

(2) 県産材の利用の促進に関する具体的な施策

(3) 県産材の利用の促進に関する目標

(4) 前3号に掲げるもののほか、県産材の利用の促進を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 県は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、森林所有者等および県民の意見を反映することができるよう、必要な措置を講じなければならない。

4 県は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、基本計画の変更（軽微な変更を除く。）について準用する。

(県産材の安定供給の促進)

第11条 県は、県産材の安定供給の促進を図るため、伐採および伐採後の造林の計画的な実施、性能が優れている林業機械の導入の促進、森林の施業の集約化の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(県産材の加工および流通の体制の整備)

第12条 県は、県産材の加工および流通の体制の整備を図るため、必要な施設の整備、木材の加工に係る生産性および木材の品質の向上のための取組への支援、木材の流通の円滑化のための環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、前項の施策を講ずるに当たっては、温室効果ガス（滋賀県CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例（令和4年滋賀県条例第7号）第2条第3項に規定する温室効果ガスをいう。）の排出の量の削減について、適切な配慮をするものとする。

(県の県産材の利用)

第 13 条 県は、公共建築物（脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）第 2 条第 2 項に規定する公共建築物をいう。以下この項において同じ。）の整備に当たっては、県産材を利用するものとする。ただし、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）その他の法令の規定により木材を利用して公共建築物を整備することが困難であると認められる場合その他特別な事由がある場合は、この限りでない。

2 前項に定めるもののほか、県は、県産材の利用を促進するため、自ら率先して県産材の利用に努めるものとする。

（建築物における県産材の利用の促進）

第 14 条 県は、建築物（建築基準法第 2 条第 1 号に規定する建築物をいう。以下この条および第 18 条第 2 項において同じ。）における県産材の利用を促進するため、木造の建築物の設計および施工に係る先進的な技術の普及の促進、建築物の新築、増築、改築または模様替における県産材の利用に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（木質バイオマスの有効利用）

第 15 条 県は、県内の木の伐採または間伐により発生する未利用の木質バイオマス（脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律第 23 条に規定する木質バイオマスをいう。以下この条において同じ。）を有効に利用するため、農業、観光業その他の産業における木質バイオマスのエネルギー源としての利用の促進、技術等の研究および開発の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（森林所有者等による事業の多角化および高度化等への支援）

第 16 条 県は、県産材または森林資源を利用した新たな事業の創出等によりこれらの価値を高め、またはこれらの新たな価値を生み出すことが森林所有者等の所得の確保を通じて持続的な森林の施業を可能とすることに鑑み、森林所有者等が必要に応じて森林所有者等以外の者の協力を得て主体的に行う県産材または森林資源を利用した事業の多角化および高度化その他の取組への支援、これらの者の交流の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（新たな製品等の研究開発の促進）

第 17 条 県は、県産材に係る新たな製品または新技術の研究および開発の促進を図るため、森林所有者等、国、県、市町の関係機関、大学その他の研究機関の連携の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。



(人材の確保および育成)

第 18 条 県は、林業または木材産業を担うべき人材の確保および育成を図るため、新たに林業または木材産業に就業しようとする者に対する就業に関する相談等の援助、新たに林業または木材産業に就業した者の就業の継続のための支援、研修の実施の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、木造の建築物の設計および施工に関する知識および技能を有する者、木材を利用する文化の継承を推進する者その他の県産材の利用の促進に寄与する人材の確保および育成を図るため、技術の普及指導、研修の実施の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(県民の理解および関心の増進ならびに社会的気運の醸成)

第 19 条 県は、県産材の利用の意義に対する県民の理解と関心を深めるとともに、県産材の利用に主体的かつ積極的に取り組む社会的気運が醸成されるよう、木材を利用する文化を伝承する活動に対する支援、県産材および県産材を利用した木製品との触れ合いの場および機会の提供、広報活動の充実、県産材の利用に関する情報および意見を交換する機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第 20 条 県は、県産材の利用の促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。